

へいせい ねんどだい かい
平成24年度第2回

さっぽろししょう しゃしさをくすいしんしんぎかい
札幌市障がい者施策推進審議会

かい ぎ ろく
会 議 録

にちじ : へいせい ねん がつ にち すい ごご じかいかい
日時 : 平成25年3月13日(水) 午後6時開会

ばしょ : しちようかくしょう しゃじょうほう かい けんしゅうしつ
場所 : 視聴覚障がい者情報センター 1階 研修室

1. 開 会

○事務局（中村企画調整担当課長） 本日は、お忙しい中、また、足元の非常に悪い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから障がい者施策推進審議会を開催いたします。

私は、障がい福祉課企画調整担当課長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の傍聴でございますけれども、傍聴の希望者はありませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

まず、お配りしております資料の確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

お手元に配付をしております次第の裏面に配付資料一覧を記載しております。あわせてご確認をお願いしたいと思います。

先日、委員の皆様の方に事前に送付をしていた中の資料3が修正されております。

それではまず、資料1-1のさっぽろ障がい者プラン進捗状況というホチキスどめのA4判の縦の資料がございます。次に、資料1-2の第2期札幌市障がい福祉計画数値目標の実績というホチキスどめの資料がございます。次に、資料2の障害者総合支援法の施行についてというホチキスどめのA4判縦の資料でございます。次に、資料3の札幌市児童心療センター医師退職表明等にかかる対応についてというホチキスどめの資料でございます。最後の資料4は、平成25年度予算主要事業（障がい福祉関係）のホチキスどめの資料でございます。

もし、資料のない方がいらっしゃいましたらお知らせいただきたいと思います。ですが、よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい保健福祉部長あいさつ

○事務局（中村企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、障が

い保健福祉部長の天田からごあいさつを申し上げます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○天田障がい保健福祉部長 皆さん、こんばんは。

障がい保健福祉部長の天田でございます。

ことは例年にないような大雪に見舞われておりまして、大通西19丁目は、
例年であれば相当解けているはずなのですが、真冬の状態でございます。それ
に加えまして、雨も降っておりまして、かなり足元が悪い状況になっており
ます。

また、本日は、年度末ということもございまして、皆様には、ご多忙のと
ろを本審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから札幌市の障がい保健福祉施策の推進に多大なる
ご支援とご協力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

さて、前回の審議会は、昨年の8月下旬に開催いたしまして、障害者虐待
防止法の施行に向けた取り組み、そして、知的障がい者の孤立防止のための取
り組みなどについてご審議いただきました。

この間、昨年10月には障害者虐待防止法が施行されまして、障がい者の
虐待相談に関する窓口を設置するなどの取り組みを進めているほか、本年4月
には、いよいよ障害者総合支援法——これは俗称ですが、これが施行されまし
て、その第1段階として、難病患者が新たに障がい福祉サービスの対象とな
ります。

本日の審議会では、障がい者施策の進捗状況や来年度の予算の主要事業の
説明に加えまして、障害者総合支援法の施行に向けた準備状況や児童心療セ
ンターの件などにつきましてご審議をいただく予定としてございます。

とりわけ、児童心療センターの運営につきましては、皆様、既に新聞報道や
市議会での議論などを通じてご存じのことと思いますが、ご心配、ご迷惑をお
けてしておりますことを深くおわび申し上げます。

後ほど改めてご説明をさせていただきますが、センターの4月以降の診療体制
につきましては、行政部門の医師を配置するほか、市内の医療機関からのご協

札幌公共職業安定所所長の佐藤（篤）委員からも欠席する旨の連絡を受け

ております。

次に、札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤（義）委員です。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の澤田委員からも欠席する旨の連絡を受け

ております。

札幌市社会福祉協議会地域活動部長の高森委員です。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部副支部長の千貝委員です。

札幌市手をつなぐ育成会会長の奈須野委員です。

札幌べてるの集い代表の西坂委員は、本日、出席予定でございますが、ま

だお見えになってはおりません。

北海道立心身障害者総合相談所所長の廣田委員です。

就労継続支援事業所札幌社会復帰センター施設長の森本委員です。

札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員です。

13名という出席状況になっております。

続きまして、事務局を紹介いたします。

障がい保健福祉部長の天田部長でございます。

障がい福祉課長の嶋内でございます。

自立支援担当課長の高橋でございます。

また、関係職員も同席をさせていただいております。

それでは、今後の進行につきましては、藤原会長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

4. 議 事

○藤原会長 皆様、改めまして、こんばんは。

座って話をさせていただきたいと思ひます。

前回は8月の末でしたので、半年ぶりで、大変お久しぶりでございます。

きょうは、まぐら言葉ではなくて、本当に足元が悪くて、私は通勤、大谷地のサイクリングロードは湖になっていて通れないので、そこで人が滞って

いて、スムーズな歩行もできないような状態で、年度末に加えて本当に悪天候で、いろいろご都合のある方もありまして、きょうはいつもより欠席の方が多いですけれども、限られたメンバーで、また限られた時間で有意義な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、皆様に重ねてのお願いですが、ご発言の際は、情報保障の観点から、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思っております。また、もし発言の途中でご不明な点等がありましたら、ご遠慮なくお知らせいただければ、またそこから始めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日も議題がやや多くありますので、どんどん進めていきたいと思っております。

まず、議題の1点目は、さっぽろ障がい者プランの進捗状況についてです。お手元に資料もあるかと思っておりますが、前回の審議会におきましては、障がい者プランのうち障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスの利用者数やサービス量などの実績を確認し、今後の施策展開について議論をしたところです。今回は、保健、医療、教育なども含めた幅広い分野について、プランに位置づけられている施策の取り組み実績を確認し、実施状況や今後の施策展開についてご意見を伺ってまいりたいと思っております。

それではまず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中村企画調整担当課長） 中村でございます。

この件につきましては、私からご説明をさせていただきます。

座って失礼いたします。

資料1-1のさっぽろ障がい者プラン進捗状況という資料をごらんいただきたいと思っております。

時間の関係から、主な事業を説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1枚おめくりいただきまして、2ページ目です。

分野1の理解促進でございます。基本施策2、公共サービス従事者などに対する理解促進としまして、社会福祉協議会で実施している障がい者講師派遣事業

たい ほじょ おこな こんご ひ つづき じぎょう
に対しまして補助を行っております。今後におきましても、引き続き、この事業
かつよう しゃかいふくしきょうぎかい しゅうち はか かんが
の活用について、社会福祉協議会とともに周知を図ってまいりたいと考えてお
ります。

ページをめぐっていただきまして、3ページ目でございます。

基本施策3、障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報としま
きほんしさく しょう ひと たい けんりようごとう かかわ けいはつ こうほう
して、福祉ガイドを作成して配付しているところでございます。本年1月には、
じゅうど しょう かつた かぞくむ はいふ ほんねん がつ
重度の障がいのある方とその家族向けのガイドブックを新たに作成しまして、
いりょうきかん ふくしじぎょうしょ とくべつしえんがっこう はいふ
医療機関や福祉事業所、特別支援学校などに配付をしたところでございます。

次に、右側の4ページ目の分野2の生活支援でございます。

基本施策1、個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備に
きほんしさく ここ たいおう しえんたいせい ていきょうきばん せいび
つきまして、相談支援事業の充実といたしまして、委託相談支援事業所を設置
そうだんしえんじぎょう じゅうじつ いたくそうだんしえんじぎょうしょ せっち
しております。平成23年度までには17カ所を設置しており、現在24年度は、
へいせい ねんど かしょ せっち げんざい ねんど
新たに1カ所設置しまして、18カ所としております。また、来年度には、基幹
あら かしょせっち かしょ らいねんど きかん
相談支援事業所を設置するという予定になっております。この基幹相談支援セ
そうだんしえんじぎょうしょ せっち よてい きかんそうだんしえん
ンターにつきましては、後の議題の方でもご説明をさせていただきたいと思っ
あと ぎだい ほう せつめい おも
ております。

次に、その下の障害福祉サービスの円滑な提供についてでございますが、
つぎ した しょうがいふくし えんかつ ていきょう
ページをちょっと飛びまして24ページをごらんいただきたいと思います。2
おも
4ページの下(2)主な障害福祉サービス等の実績としまして、例えば、居宅
した おも しょうがいふくし どう じっせき たと きょたく
介護サービスの利用者数につきましては、約2,900名となっております、
かいご りようしやすう やく めい
ねんねんぞうか じょうきょう
年々増加をしている状況でございます。

次に、25ページをごらんいただきたいと思います。

1番上の黒丸の日中活動系サービス、その次、居住系サービスでございま
ばんうえ くろまる にっちゅうかつどうけい つぎ きょじゅうけい
すけれども、22年度、23年度の数字がここに記載されておりますが、この利用者
ねんど ねんど すうじ きさい りようしや
につきましても増加をしている状況になっております。
ぞうか じょうきょう

次に、右側の26ページをごらんいただきたいと思います。(3)の上の障
つぎ みぎがわ おも うえ しょう
害福祉サービス事業所数ですが、例えば、居宅介護事業者は24年度は400
がいふくし じぎょうしやすう たと きょたくかいごじぎょうしや ねんど
けん こ ねんねんぞうか
件を超えております。これにつきましても年々増加をしているところでござい

ます。

した にっちゅうかつどうけい
下の日中活動系サービスにつきましても、か こ ねんかん けんすう きさい
過去3年間の件数を記載して
おりますが、ねんねんぞうか じょうきょう
年々増加をしている状況となっております。

またもど
戻りまして、6ページをごらんいただきたいと思います。おも げだん きほんしさく
下段の基本施策
2、しせつにゆうしよしゃ せいしんかびょういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ いこうすいしん
施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進についてで
ございませけれども、ぐるーぶほーむ せいびすいしん しんちくせいびとう たい ほ
グループホーム等の整備推進として、新築整備等に対して補
じょ じっし
助を実施しているところがございます。

つぎ と おも ぶんや
次に、ちょっと飛びますが、9ページをごらんいただきたいと思います。分野
3のほけん いりょう
保健・医療でございます。

きほんしさく しょう げんいん しっぺい よほうたいさく そうきはっけん そうきりょういく じゅうじつ
基本施策1、障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実
について、じどうしんりょう へつたつりょう きのう どうごう あら いりょう
児童心療センターと発達医療センターの機能を統合した新たな医療
きかん かいせつ ま なか ひょう へいせい ねん がつ せつけい ちやく
機関の開設としまして、真ん中の表になりますが、平成23年1月に設計に着
しゅ
手をしております。この件につきましても、のち ぎだい ふ
後ほど議題でも触れさせていただ
きたいと思っております。

つぎ め おも
次に、11ページ目をごらんいただきたいと思います。

きほんしさく せいしんほけん いりょう じゅうじつ せいしんかきゅうきゅう
基本施策3の精神保健・医療の充実についてでございますが、せいしんかきゅうきゅう
医療体制の整備としまして、これにつきましても、のち ぎだい なか せつめい
後ほど議題の中でご説明を
させていただきますと思っております。

つぎ ぶんや せいかつかんきょう
次に、12ページの分野4の生活環境でございます。

きほんしさく もと すいしん
基本施策1、バリアフリーに基づくまちづくりの推進についてということで、
わく した ほう ちかてつ あんぜんたいさく かどうしき さく
枠の下の方になりますが、地下鉄における安全対策としまして、可動式ホーム柵
のせっち すす ほんねん がつ なんぼくせん ぜんえき せっち かんりょう よてい
設置を進めており、本年3月に南北線の全駅に設置が完了する予定になっ
ております。あわせまして、へいせい ねん ど どうほうせん ほう せっち よてい
平成28年度までに東豊線の方にも設置をする予定と
なっているところがございます。

ぶんや きょういく いくせい
分野5の教育・育成でございますが、15ページをごらんください。

きほんしさく がっこうきょういく じゅうじつ とくべつしえんがっきゅう せっち
基本施策3の学校教育の充実についてということで、特別支援学級の設置
じょうきょう した わく へいせい ねん ど まつげんざい しょうがっこう
状況となっております。下の枠になりますが、平成23年度末現在、小学校に
おけるせっちりつ やく ちゅうがっこう せっちりつ やく
設置率は約74%、中学校の設置率は約60%となっているところでご

ざいます。

次に、17ページ目の分野6でございます。

雇用・就労というところでございまして、下の枠になりますけれども、基本施策2の雇用の場の拡大についてでございます。障がい者協働事業といたしまして、障がい者を雇用する事業者に対する補助を実施しております。新聞等でごらんになったかと思いますが、ことしの2月に中央図書館にオープンしました元気カフェ本の森というものがございまして、この図書館にオープンしたカフェも、この事業を活用しているところでございます。

次に、19ページの分野7、情報・コミュニケーションでございます。

下の方になりますが、基本施策2、情報提供の充実についてということで、右側の20ページの下段になりますが、障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介としまして、ホームページの運営をしております、その内容の充実も図っております。

次に、22ページの分野8のスポーツ・文化でございます。

スポーツ活動に対する支援としましては、障がい者スポーツ大会を毎年開催しており、たくさんの方に参加をしていただいているところでございます。

その他、23ページ目以降につきましては、障がい福祉計画における数値目標の実績となっております。これにつきましては、前回の審議会でご説明をさせていただきまして、今回は省略をさせていただきたいと思っております。

また、資料1-2ということで、ホチキスどめの4枚物ほどの資料がございまして、これにつきましては、数値目標の実績の表となっておりますので、後ほど参考としてごらんいただければと思っております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

多岐にわたっておりますが、どこからでも結構ですので、まず、質問をお受けしたいと思っております。

ご質問とあわせて、ご意見も発言いただければと思っておりますが、いかがですか。

○浅香委員 例えば、23ページで、一つの例なのですが、表の書き言葉とい
いますか、平成23年度の目標値と、その下は平成23年度までの実績値とあ
ります。上の目標値は単年度で、例えば480人以上が地域生活へ移行するこ
とを目指すと。下の方の平成23年度までの実績値で471人の移行と書いて
いまして、ほかの表もみんなそうなっているのですが、「までの」というのは、
単年度なのか、いつからの数字が含まれているのかということです。

○事務局（中村企画調整担当課長） 平成17年10月を基準にしております。
ですから、下の方の表にあります23年度までの実績値というのは、累計とい
うことになります。目標値の累計ということです。

○藤原会長 浅香委員、よろしいですか。

○浅香委員 上の480人は単年度の目標値ですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） これも累計でございます。平成17年度
を基準にしているということで、そこからの累計という形になりますので、目標値
と実績値は両方とも累計でして、480人以上という目標に対して累計で4
71人が移行したという形になります。

○藤原会長 ほかはいかがでしょうか。

○加藤（法）委員 きらめきの里の加藤（法）と申します。

施設の入所者が地域生活に移行しましたという数字で、入所施設も減少し
ていると、そこら辺の整合性はあるのですが、この障がいの程度ですね。
こちらを見ると、日中活動系もそれに合わせてふえているので、入所施設から
地域生活に移行してケアホームなりグループホームなりで生活をされて日中活動
に通っているというのがこのデータからは見えるのですが、障がいの程度の把握
はどのくらいされているのかということをお聞きしたいのです。

というのは、私どものところに通われている障がいの重い重症心身障が
いの方たちというのは、現実、この数字とはなかなかマッチをしてこないとい
う現状があります。というのは、全国的に、重症心身障がい児者を守る会な
ど、重症心身障がい児施設をなくさないでほしいという運動も片一方であり
まして、重症心身障がいの人たちが地域に移行してくることに歯どめがかか

っているという状況もあると思うのです。制度の方もなかなかそれに伴ったものになっていないということがあります。どういう障がいの程度の方たちだったら今の制度の中で地域移行をして地域の中で生活できる状況になっているのかということをおもをちょっと知りたいと思いました。

○藤原会長 ありがとうございます。

内訳といいますか、この数字の補足がもう少しあればと思うのですが、いかがですか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 自立支援担当課長の高橋です。

今、数字はご用意させていただいておりませんが、区分ごとのデータなどがあれば、後ほど改めて情報提供させていただきたいと思っております。

○藤原会長 とりあえず、保留ということになると思っております。

○加藤（法）委員 把握されているということであれば結構です。どれくらいの障がいの程度の方が地域生活に移行できているのかということです。

<情報提供>

※ 平成23年度までの地域移行者数累計471人(北海道調べ)については、内訳等のデータはありません。

※ 平成24年3月現在施設入所者数2,174人のうち、平成24年度中に居宅生活への移行、またはケアホーム・グループホーム・宿泊型自立訓練の支給決定を受けた方は58人となっております。

このうち、障害程度区分5・6の方は16人、約28%となります。

(区分5⇒10人、区分6⇒6人)

○藤原会長 それでは、ほかの件でお願いいたします。

よろしいでしょうか。

また後で、この中の幾つかを抽出して議案に上がっている部分がありますので、また戻って議論するということも含み置いて、次の議題に進んでもよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、2番目の議題は、障害者総合支援法の施行について、対象となる難病の範囲等についてです。

前回の審議会では、障害者総合支援法の概要について情報共有したところですが、このたびは、4月の施行に向けて、国から政令や省令が交付されるなど、新たな情報も出ております。中でも、障害福祉サービスの対象に難病患者が加わることが大きなポイントとなっておりますので、このあたりの情報を中心に事務局から説明をしていただき、皆さんからのご意見を伺っていきたく思います。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（嶋内障がい福祉課長） 障がい福祉課長の嶋内でございます。

いよいよ来月の4月から、障害者総合支援法につきまして障がいの範囲に難病が加わるということや、その制度趣旨につきましてご説明をさせていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。

まず、1といたしまして、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲であります。

難病の範囲をどのようにするかにつきましては、国におきましてさまざまな議論があったとお聞きしております。国からの通知によりますと、当面の措置としましては、現行の難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病と同じ範囲とされまして、130の疾患がございます。この難病患者等居宅生活支援事業につきましては、難病対策として実施されております事業でありまして、ホームヘルプサービスや日常生活用具の支給などでございます。今回、この事業につきましては廃止をされ、障害者総合支援法のサービスに移行する形となります。

疾病の種類につきましては、資料の後ろの方に一覧表をつけておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

おめくりいただきまして、裏面の2ページ目でございます。

制度の周知でございますけれども、障害福祉サービスの対象者に難病患者が加わることを中心といたしまして、現在、札幌市では、制度の周知を行っているところでございます。広報さっぽろの3月号の中で、今月のニュースという特集記事の一つとして、1ページ分を使用して広報活動を行ったところでございます。

また、難病患者様の団体等に対しましては、2月28日に説明会を開催させていただいたところでございます。現在、難病患者等居宅生活支援事業をご利用されている方につきましては、個別にご案内、そして障害福祉サービスの申請の勧奨を行っております。

その他、北海道とも十分連携をとりながら、医療機関、通院患者に対する周知、そして市役所ホームページ等による周知を行っております。

また、サービス事業所への周知につきましても実施をしているところでございます。

私からの説明につきましては以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

これに関しても、ご質問とご意見を一緒にいただければと思います。

1点、私が聞いてもいいですか。

ざっくりとしたところでいいですが、難病患者の中でも、最初から障がい認定を受けて障害者手帳を持っている方も多数いらっしゃると思うのです。おおよそ、今、札幌なら札幌で把握している中で、この法律ができたことによって新たに障害福祉サービスの対象者の中に入る人の方が多いと考えていいのですか。

○事務局（嶋内障がい福祉課長） そのあたりが何とも言えない部分で、正直に申し上げまして、私どもがいろいろな施策を展開する中で大変難しいところでございます。制度ができて人数がふえるという部分もございまして、そのあたりは、実際問題としましては、状況を見ないとなかなかわからない部分でございます。

○藤原会長 周知するということで、どういうふうに周知するのかと思ったのです。ホームページや広報と載っていたのですが、何となく、ここに出てく

いく びょうき かん しんたいしやう そうぞう
る幾つかの病気に、身体障がいというところも想像されたので、どの
くらいの方が新たに認定されるのか、本当にこれからやってみてわかるという
ところなのですね。

じむきよく あまだしやう ほけんふくしぶちやう しつぺい なか かんせつしやう きんにくしやう
○事務局(天田障がい保健福祉部長) 130疾病の中で、関節障がい、筋肉障
がい等について、麻痺等があれば、基本的には身体障害者手帳の認定対象に
なります。そういった方については、例えば、関節リウマチがこれに当たりま
すが、そういう意味では、身体障害者手帳に認定されている方は相当おられる
だろうと考えます。そういう面では総合支援法の特定疾患としての新たな認定
ということについては、基本的には多くはないだろうと思います。

なか たいしやいじやう しっかん ないぞうけい しっかんとう げんざい しんたいしやうがいしや
ただ、この中に、代謝異常の疾患とか、内臓系の疾患等で、現在の身体障害者
てしやう にんていたしやう かた しつぺい じやうきやう ふあんてい へんどう
手帳の認定対象となっていない方、そして、疾病の状況がかなり不安定で変動
がある方については、現在の制度では手帳の認定ができないというふうになっ
ておりますので、この方々がふえるのかなと思います。就労支援ということに
ついて考えていきますと、これは、障がいの程度ということではなく、ニー
ズにより対応ということになりますから、そういう面で、ここは我々も読めな
い部分になります。

さんこう ほっかいどう みかた
あとは、参考として、北海道としてのこのあたりの見方がもしおありになれ
ば、ひろたいいん きゆう みず む きやうしゆく へん きやうじ
、廣田委員、急に水を向けて恐縮ですが、その辺をご教示いただければ
と思うのですが、いかがでしょうか。

ふじわらかいちやう ねが
○藤原会長 ぜひお願いします。

ひろたいいん なんびやう かた いま ほけんじよ ほう しんせい う つ ほうもん そうだん
○廣田委員 難病の方は、今までは保健所の方で申請の受け付けや訪問、相談
をやっておりましたので、がついこう なんびやう かんじや ほけんじよ
ています。先ほど、天田部長からお話がありましたように、難病の患者の中で、
とく しんけいけい しっかん ま ひ かた かんせつ からだ うご かた
特に神経系の疾患で麻痺のある方、あるいは、関節リウマチで体が動かない方
が今まで身障手帳をお持ちになっていましたので、これから、身体障がい者と
は別に難病患者がこの対象になるということで、また違う観点からいろい
ろな支援が必要になってくると思います。そういう意味で、どの程度の方がいらっ
しやるかわからないということですが、しんたいしやう ばあい ていどこてい
身体障がいの場合は、ある程度固定し

たというか、麻痺等が治らない方に対して今まで手帳を出していたのですが、難病の場合は、よくなったり、悪くなったりということがございますので、見方が変わってくるわけです。悪いときの状態に合わせて支援をするということが決められましたので、少し考え方を考えていかなければいけないのではないかと考えております。

説明が余りよくなくて済みません。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

○千貝委員 リーガルサポートの千貝と申します。

私は、この制度自体をよく理解できていなくて、難病の認定を受けてらっしゃる方であれば、イコール、障害者手帳がもらえるということではないのですね。難病の認定を受けてらっしゃって、何か状態が悪くなって生活に困ったりなさったときには障害者手帳がもらえるというイメージでしょうか。

○事務局（天田障がい保健福祉部長） 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳については、基本的に制度の変更はございません。ですから、今の障害者手帳制度の認定基準に合致する方については、その制度の中で認定されることとなります。

ただし、特定疾患、難病の方々に、障害者手帳の認定基準に該当しない方も、特定疾患の医療受給の対象となる場合があります。その方々については、総合支援法における福祉サービス等について基本的には対象となり得ます。

例えば、三つの手帳の制度で今対象となっていますいろいろな支援措置があります。障がい者の運賃割引などですね。これは、今回の総合支援法で難病患者が障害福祉サービスの対象になるからということで広がるわけではありません。手帳制度については基本的に変わらないということです。そして、特定疾患の医療費の公費負担制度がありますね。これが治療研究事業になりますが、これも基本的に変わらないです。変わるのは、難病患者の方々がホームヘルプを受けたいということについて言えば、今は国の予算事業として実施しておりますが、今度は、総合支援法による法律上の支援措置が適用されるという違いです。

しょうがいふくし りよう しょうがいふくし しょうがいふくし しょうがいふくし しょうがいふくし しょうがいふくし
障害福祉サービスの利用にあたっては、利用者が事業者を選んで契約をし
て利用すると。そういう意味では、福祉サービスの提供事業者のすそ野は圧倒的
に広がるという違いはあると思います。

あとは、就労支援が基本的には今の制度にありません。ここが広がっていく
のかなと思います。ただ、どの程度の広がりになるのか、ここが我々も読めな
い部分です。

せんがいいいん
○千貝委員 わかりました。ありがとうございます。

ひろたいいん ほそく いちばんうし たいけい
○廣田委員 補足ですが、一番後ろのサービスの体系のところをごらんいた
きますと、こういう福祉的なサービスについては、今度、廃止されることにな
った難病患者等居宅生活支援事業ということで今までは予算措置されていたの
ですが、今度は、同じ障害福祉サービスの体系の中に入るのので、例えば、いろ
いろな生活支援などを状況によって受けられるようになるということですね。
ですから、その方の生活に支障がなければ受けられるサービスは余りないと思
うのですが、生活に不自由されていけば、いろいろなサービスが受けられるので
はないかと思っております。

ふじわらかいちよう
○藤原会長 どうもありがとうございます。

みなさま ほう いけん しつもん ねが
皆様の方からもご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

あさかいいん みちか ふくし なか し たんひじぎよう い こうつう
○浅香委員 身近なところで、福祉サービスの中で、市の単費事業で言えば交通
費の助成がありますね。そういう福祉サービスの単費事業も札幌市としては考
えていないと。

じむきよく あまだしよう ほけんふくしぶちよう わたくし せつめい
○事務局（天田障がい保健福祉部長） 私からご説明させていただきます。

きほんてき さき く かえ てちようせいど たいしよう せいど
基本的には、先ほどの繰り返しになりますが、手帳制度で対象としている制度
の一つが交通費助成です。この手帳制度の基本的な変更はございません。難病
患者の方々に対する交通費助成については、今のところは考えておりません。

じぎょうしゃ うんちんわりびき いま せいしんしやう しゃ かたがた わりびき
それから、事業者の運賃割引についても、今、精神障がい者の方々の割引が
適用されるかどうかについてやっておりますけれども、難病患者まで広がって
いくかということについて、現段階では可能性は薄いだらうと思います。

ふじわらかいちよう
○藤原会長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、もし質問等がございましたら最後のところでまとめてお受けしたいと思います。

次に、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原会長 議題(3)に移りたいと思います。

議題(3)は、札幌市児童心療センターについてです。豊平区平岸にあります児童心療センターにつきましては、新聞報道などにもありますように、センターの医師が退職の意向を表明するなど、運営に支障が生じないか利用者の方々も不安に思っているかと思えます。

そこで、本件についての経過や今後の見通しなど、事務局から説明をいただきまして、皆様からのご意見を伺っていきたいと思います。

事務局の方、お願いいたします。

○事務局(中村企画調整担当課長) 中村でございます。

私の方からご説明をさせていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目は、事実経過等ということで、既に皆さんは新聞等でご存じかと思いますが、昨年の8月下旬に、児童心療センターの常勤医師5名のうち4名が3月末で退職をするという意向を表明いたしました。それを受けまして、センター長が医師全員と面談を行いました。ただ、辞意がかたいということで慰留は困難であるという判断をして、北海道大学を初めとした関係機関に後任医師の確保について協力依頼をしたところでございます。

ここに書いておりませんが、10月5日に北海道新聞に記事が載りまして、医師退職ということになりました。これにつきましては、市議会の厚生委員にも報告をするとともに、議会の厚生委員会を開催しまして経緯等について報告を差し上げたところでございます。

医師の確保につきましては、全国的に児童精神科医が少ないという状況もございまして、なかなか進まなかったという中で、議会筋の方からも12月の第

4 回定例議会では代表質問があり、その中でも説明を行っております。

明けまして2月、先月になりますけれども、医師の確保について、後ほどご説明いたしますが、当面、3名の医師が必要だということで、内部の人事異動を含めて確保するというところで新聞報道もされたところでございます。あわせまして、児童心療センターの職員に対する説明会も開催したというところでございます。

2月、3月でございますけれども、今、第1回定例市議会が開催中でございますけれども、同じく代表質問において質問がありました。さらに、3月5日の予算特別委員会の中でも、当面の対策についてご説明をしたところでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目になります。

2番目の医師の退職理由についてでございますけれども、先ほど8月下旬に退職表明があったということで、その際、センター長が面談をしております、その中で聞き取りをした内容でございますが、主たる理由としましては、ご本人がクリニックを開業するためであったり、自身のスキルアップ、もしくは理想の医療、例えば、児童だけではなくて幅広い年齢層で精神医療をやりたいとか、児童心療センター以外のところで自分の求める医療をやりたいという理由がございまして、今年度末をもって退職をしたいということでございました。

ただ、その下にありますが、その背景の中には、運営体制等に対する不安や不満の声があったというふうにも聞いております。例えば、病院運営をめぐるものの意見の相違や、成人部門と分離をしたということで病院機能の低下という声もあったということでございます。また、いろいろ解決すべく課題が山積をしている中で不安の声もあったと聞いております。

3番目の後任医師の確保状況等でございますけれども、入院病棟には、小児病棟とのぞみ学園がございまして、支障がない方につきましては、転退院を昨年の秋以降に進めている状況でございますけれども、3月末で、おのこの病棟で数名ずつ残り、退院できない方がございます。その中で、病棟の方

は存続をしていくことが必須になりましたが、そうなったときに医療法上3名の医師が必要であるということで、先ほど言いましたとおり、行政部門の医師の人事異動を含めて常勤医を3名、さらに外部からの招聘ということで、人数は今も募集中ですので変動がございますけれども、今のところ非常勤医師として4、5名の医師を確保できる予定であるというところでございます。

医師の公募につきましては、ホームページとか業界紙で今後も継続してまいりますし、病棟の存続となりますと、当直医も必要でございますので、それにつきましてもあわせて公募をしているところでございますけれども、必要数の確保についてはおおむねめどがついたところでございます。

次のページの4番になりますが、現段階の対応策についてということで、まず、(1)の平成25年4月以降の診療体制でございます。

先ほど申し上げましたけれども、現行の常勤医が5名という体制から比べますと、診療体制が縮小するというところで、昨年の秋以来、入院患者の転退院を進めておりますが、数名が残る見通しであります。そういう中で、平成25年4月以降、来月以降、これ以上医師の確保ができなければ、急患を除きまして新規の入院患者は基本的に受け付けを見合わせていただきたいということです。

次に、新規外来患者の予約受け付けでございますけれども、この1月からストップをしているところですが、新年度の医師の確保や、これは人数の関係もございまして、診療体制等が確定をして安定的な診療体制というめどが立ったときに改めて再開してまいりたいと考えております。

その下の(2)の児童心療センター等のあり方検討についてでございます。

冒頭のあいさつの中で天田部長からもございましたが、ご存じのとおり、児童心療センターにつきましては、昭和48年に前身である静療院児童部の開設以来、北海道内のパイオニア的な存在として大きな役割を果たしております、平成24年4月から保健福祉局に移管をしたところでございます。

ただ、今ご説明申し上げたとおり、今回の医師の退職の表明を契機といたしまして、加齢児の問題や児童心療センターの運営等に関してさまざまな課題が顕在化してきておりますので、その辺の考え方等を整理していく必要がある

ということで、児童心療センターを含めた札幌市全体の児童精神医療のあり方を検討する場を設けるといことで、昨日、札幌市精神保健福祉審議会が開催されまして、その中で、市長から、札幌市における児童精神科医療のあり方についての諮問書を手交したところでございます。

その審議会の中に検討部会を設けまして、昨日、臨時委員ということで12名の委員が確定したところでございます。今後につきまして、月1回程度の部会を開催し、秋口の10月ごろをめどに答申をいただく予定になってございます。

おめくりいただきまして、最後は4ページになりますが、障がい児(者)医療・福祉複合施設整備計画についてでございます。

予算の方にも計上しておりますけれども、平岸の方で複合施設化を進めるとい改修工事を平成25年度に約1年をかけて行っております。既に、今月の下旬から着手をする予定になっておりますけれども、26年3月に竣工する予定でございますので、その竣工に向けて、今、契約等の事務処理を進めているところでございますが、議会筋等からも、現場医師等の意見の聞き取りが少なかつたのではなかろうかという声もございましたので、それにつきましては、今までもやっておりますけれども、より一層、可能な限り意見を聞きながら整備計画を進めてまいりたいと考えております。

来年3月に竣工いたしまして、移転等の準備がございまして、5月ころから供用開始という予定をしております。

ちょっと見づらいかもかもしれませんが、下の方に複合施設完成予想図を載せております。

私の方からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、皆様の方からご質問、ご意見を伺いたいと思っております。

○奈須野委員 育成会の奈須野でございます。

まことにお答えにくい内容かと思うのですが、現在、医師の確保見通しということで、常勤換算3名以上の医師を確保できる予定となっております。これは、児童精神科医としてのスキルという意味で心配な点はないのかなとい

う気がするのです。

○事務局（天田障がい保健福祉部長） それでは、障がい保健福祉部長の天田からお話をさせていただきます。

今、資料の2ページの3のご質問であるかと思えます。

医師の確保につきましては、まず、医療法上、3名いなければ病院機能が維持できないという規定になっておりますので、何としまして、患者の入院患者の対応をとるために3名の常勤医師を配置する、これが至上命題でございました。

これについては、資料にもありますように、関係の大学及び公募等も行いまして、外部からの招聘を目指しました。このときは、基本的には児童精神科医をベースにしております。しかし、残念ながら、外部からの招聘は難しかったというのが現状でございます。

もう一つは、児童精神科医と標榜している医師でなければこの分野が対応できないのかということになれば、決してそうではありません。精神科医で児童精神科医を標榜しておられなくても、十分に経験をお持ちの方もいらっしゃいます。

もう一つは、ここは精神科の医療機関ですけれども、逆に言うと、内科的、小児科的な医療について言えば、手薄であったことは確かです。

そういったことも含めて、今回については、万やむを得ない措置として、内部医師の人事異動で充てます。これは、来週に人事異動が決まりますので、どなたということも申し上げられませんが、それぞれのスキルを考えて病院全体の機能が維持できるようにというふうに考えております。

もう一つ、二つ申し上げますと、外来の診療体制が必要になります。これは、当然、3名の医師も入りますけれども、他の医師のご協力をいただいて外来診療体制を組むしかないということから、個別にご相談をさせていただきます。ご協力いただける方々——実は、既にお勤めになっている病院もありますけれども、ご協力いただいて外来診療体制を組む予定をしております。ここについては、それぞれ経験のある先生ですが、児童精神科の先生がもちろんいらっしゃいますし、児童も含めた精神医療にきちんと対応している方や、小児科を

ベースにした上で児童精神科を学んでおられる方、そういった先生も多岐にわたっていらっしゃいます。

診療体制としては、もう一つ、宿日直の問題があります。病院については、常に医師がいなければなりませんので、そういった面では、3人のお医者さんがいらっしゃれば済むというわけではありません。そういった意味からは、365日の日直、宿直の体制も含めて今お願いしています。ここは、基本的には外来診療等を行いませんので、そういった面では精神科医とは限りません。逆に言うと、精神科医だけ、または、児童精神科医だけでは医師の確保はできません。そういったことから、内科、小児科まで広げた形で、宿日直の体制を組むために、市内の医療機関からかなりの応援をいただいて体制をとっていくということでございます。

したがって、奈須野委員のご質問に対しては、それで十分なのかということになりますと、決して十分というふうには思っておりません。従前の体制ということになりますけれども、必要最低限の機能維持のための医師の確保は何かめどがついたということになります。

以上です。

○藤原会長 それでは、ほかにご意見、ご質問をお願いいたします。

○加藤（法）委員 きらめきの里の加藤（法）です。

この間、本当にご苦労されたらうなということは重々理解しております。うちも、クリニックがあって、医者を確保するのに本当に大変だというのは身につまされているところです。

そういった中で、こういう情報をきちんと開示していただいて、どういう経過でやっていこうとしているのかというものを見せていただいたということで、結果としては、今、奈須野委員がおっしゃったようにまだまだというところはあるのでしようけれども、そういったことでは少し安心できる情報をいただけてありがたいと思いますし、これを機に、本当にいいものになって、我々も協力して、このセンターがやっぱりあってよかったな、ああいうことがあったけれども、これができてよかったねと言われるような中身を、みんなで協力してつ

くっていただけたらと思います。

意見です。

○藤原会長 これは、ご意見として承るということでお願ひします。

ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 それでは、もし何かございましたら、後ほどご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。

それでは、時間の関係もござひますので、議題(4)に移らせていただきます。

次の議題は、平成25年度予算における主要事業について情報提供です。

現在、市議会において審議されている来年度予算につきまして、障がい者施策に深くかかわる主要事業について事務局から情報提供していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局(嶋内障がい福祉課長) 障がい福祉課の嶋内でございます。

資料4をごらんいただきたいと思ひます。

きょうは、時間の制約もござひますので、私ども札幌市としまして力を入れた事項、特徴的な事項に限定して情報提供をさせていただきたいと思ひます。

まず、資料の1ページ目の1項目めは、精神科救急医療体制の整備事業でございます。

これは、夜間と土曜日、日曜日等のお休みの日に、現在、札幌市内の27カ所の精神科病院が1日ずつ順番でローテーションを組んで、当番で救急の医療体制を組んでおります。現在、札幌市内では、1日につきまして1ベッドがあいてるという枠組みになっております。これを、平成25年度からは、民間病院のご協力をいただきながら充実を図るということにしておりまして、1日1ベッドが1日2ベッドに充実をしていく形で考えております。

2項目めは、障がい者の地域生活支援でございます。

まず、①としまして、障がい者相談支援事業でございますけれども、現在、

札幌市の委託事業といたしまして、相談支援事業所が市内に18カ所ございますが、この事業所への後方支援、人材育成、相談等、スキルの向上を担う基幹相談支援センターを新たに1カ所設置する予定でございます。

二つ目は、知的障がい者の見守り事業でございます。約1年前に、白石区での知的障がいのある方の姉妹の孤立死事案に係る事項でございます。

現在、民生委員による見守り事業を本市の事業としてスタートしたところでございます。昨年は、ちょうど今くらいの時期でございましたので、平成24年度予算に計上することができなくて、今年度に限っては、全体の予算の中で執行しておりまして、25年度につきましては正式に予算化を行うことにいたしております。具体的には、障害福祉サービス等を受けておられない知的障がいをお持ちの方の現況調査、そして、これを地域の民生委員の方にご協力をいただいた上で見守り活動を行うことといたしております。地域でありますとか、福祉サービスとのつながりを拡大、強化することをねらいとしたものでございます。

おめぐりいただきまして、3項目めは、介護給付費でございますけれども、重度訪問介護の充実でございます。

今回、常時介護を必要とされる重度の身体障がい者の介護時間数を拡大しまして、日中活動サービスである生活介護などと組み合わせることにより、24時間の支援体制を構築する。そして、ご本人とご家族に対する支援の充実を図るという内容でございます。

具体的には、対象者は重症心身障がい者、人工呼吸器装用者等でございます。時間数は、資料に記載しておりますけれども、単身世帯につきましては、現在の月330時間を540時間または450時間へ、同居世帯につきましては、現在の月200時間を410時間または320時間へそれぞれ拡大するというものでございます。

最後の4項目めは、障がい者の就労支援の促進でございます。

この4月から、法定雇用率等の引き上げが予定されておりますが、国におきましては、障がい者の雇用強化を進めております。本市といたしましても、引

つき、このあたりの施策の強化を行ってまいりたいと考えております。特に、3項目書いておりますが、平成25年度につきましては、ジョブサポーターを1名増員予定としております。

なお、予算関連につきましては、次のページ以降、本市の予算概要資料を添付いたしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私からは以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、これに関して、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

○千貝委員 リーガルサポートの千貝です。

2ページ目の3の重度訪問介護の充実のところで、同居世帯の場合は月当たりの時間が単身世帯の方より少なく、これはこれで介護できる方がいらっしゃるからいいのかなという気がするのですが、ご家族がいらしても、例えば、ご高齢だったりして、介護ができないご家族もいらっしゃるのではないかと思うのです。そういう場合は、個別に判断していただけたりするのでしょうか。

○事務局（高橋自立支援担当課長） 自立支援担当課長の高橋です。

今の制度でも、介助ができない、家族がいるのですけれども、ご高齢だったり、その方が障がいを持っていたりという場合については単身とみなしているケースがございます。個々の状況について、ご自宅に伺って確認し、その状況に応じて支給時間を決定させていただいている状況でございます。

○千貝委員 ありがとうございます。

○藤原会長 ほかにいかがですか。

○加藤（法）委員 何度も済みません。きらめきの里の加藤（法）です。

障がい者の地域生活支援の中の基幹相談支援センターを新たに設置するとここに書かれているのですけれども、その内容として後方支援や人材育成や相談ということで、今、委託の相談支援事業所の配置の社会福祉士を持っている3名ということですが、その辺が、相当スキルが高いというか、経験値も含めて高い方たちが基幹相談支援センターには配置されるというか、そういうことを条件に基幹相談支援センターということになるのと思うのですが、その辺の

ぐたいてき じょうけん しかく せんもんてき も
具体的な、こういう条件でというか、こういう資格とか専門的なものを持った
ひと お
人を置くということにはなっているのですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） ことしの7月に開設する予定でござい
ます。後方支援ということで、今、18カ所ある相談支援事業所のバックアッ
プを、全体を見回すという業務を担いますので、今は、今ある中の事業所が基幹
相談支援センターとなって、新規に1カ所という形になるのかなということ
を想定しております。特に、何かの資格という具体的な決めは想定しておりま
せんけれども、当然、業務の内容としまして、今言った後方支援、人材育成、相談
支援スキルの向上を担うということで仕様書の中で決めてまいりますので、そ
の辺については、それなりの方が集まらなければできないということ、それ
なりの方が集まってくるというふうに想定しております。

○加藤（法）委員 ということは、基幹相談支援センターというのは、今の委託
の相談支援事業所の中からそういった経験の高い方たちにそこに来てもらって、
そこで運営するということになるのですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） おのおの方が集まってということには
ならないと思うのです。ですから、今ある18カ所の中の一つが基幹相談支援セ
ンターになるのかなと思います。そして、新規に相談支援事業所が1個できる
ということで19カ所ということ、これを想定しております。ですから、18カ所の中
から何人かが集まってということは想定しておりません。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 今のことに関連しての質問ですが、基幹相談支援センターという名前はもう決
まっているのですか。これは仮称ですか。

○事務局（中村企画調整担当課長） 法律上は設置できるという規定でござ
いまして、その中の名称としては基幹相談支援センターと呼んでございます。
ほんとう めいしょう なになにそうだんしえん かたち おも
本当の名称となると何々相談支援センターという形になるのかなと思っ
ては
おります。

○藤原会長 今、相談支援センターとつくところがたくさんあって、高齢者が

ら、障がい者から、児童からいっぱいある中で、「基幹」だけだと、どんな支援を
するところなのかという中身が見えにくいような気がします。他の都道府県は
ちょっと違う名前だというふうに聞いていたので、質問させていただきました。

ほかはいかがでしょうか。

本日予定されていた議題は以上の4点ですが、私が大変急ぎ足でやってし
ましたので、もしよろしければ、前のところに戻って、発言漏れがあった
り、質問漏れがあったところを一度確認させていただきたいと思いますが、議題
(1)から(4)までを通して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいた
します。

○千貝委員 何度も申しわけありません。

質問ではないのですが、障がい者の方の地域の生活支援、障がい者相談支援
事業に関して、私は最近利用させていただいたのです。そうしたら、事業所の
職員が余りいらっしやらないみたいで、ご相談の予約も1週間後くらいで、
その後もいろいろお忙しい感じがしました。私は、地域包括支援セ
ンターと同じようなイメージを持っていたので、地域包括支援センターは、す
ぐに動いてくれて、すぐにやってくれて、ちょっとイメージが違うのかなと思っ
たのです。

今、予算がここに出ていたので、見せていただいたら、予算規模が随分違う
のだなというのが正直な感想だったのです。地域包括支援センターの運営費が
25ページに載っていて、27ページに障がい者相談支援事業の事業費があり
ます。この事業費は、札幌市全体の事業費が2,500万円ちょっとなのです
ね。地域包括支援センターの運営が、25ページに書いてある1億2,000万円
くらいなのです。

○事務局(天田障がい保健福祉部長) 補足をさせていただきます。

多分、障がい者の相談支援という場と高齢者の介護保険における相談という
対比でイメージをしていただきたいと思います。今、千貝委員がおっしゃった地域
包括支援センターは、歴史的に言うと、昔の在宅介護支援センターがあって、
その中から各区役所に基幹相談支援センターというものがあつたのです。これ

は、各区の社会福祉協議会に置いたのですが、ある程度束ねるという意味の基幹という形で各区に置いた時代があります。

これらは、すべて制度が変わりまして、今は、どちらかというところ、介護保険の相談の体制は、ケアプランをつくる居宅介護支援という事業所があります。ここは、1カ所当たり数名の方がケアプランをつくるケアマネジャーがいらっしゃるというイメージがあります。

もう一つ、地域包括支援センターは、それだけではなくて、もう少し幅広い意味でのエリアの活動をするということで体制が整えられています。中には、高齢者の虐待問題もそこで対応しようという形になっています。これが、高齢者における相談支援の体制ということであれば、ケアプランをつくる事業所数は、ちょっと記憶にありませんが、介護保険を利用する方については基本的に全員が対象になりますから、相当数の事業所があって、でも、1カ所当たりのケアマネジャーは数名です。では、その方がそこにずっといるかということ、そうではなくて、外勤したりします。それから、相談支援センターにいらして来所で相談をする、両方あると思います。または、電話による相談もあると思います。そういった面では、相談の受け方は多岐にわたりますから、場合によっては、そこにお伺いした日にいないということもあります。介護保険の場合でも予約ということもあると思います。

これを障がい者に置きかえますと、実は、相談支援体制はまだまだ脆弱でして、箇所数からいっても非常に少ないというのが今の状態です。今の委託相談支援事業所のほかに福祉サービスを利用するための計画を作成する事業所はできてきておりますけれども、ほとんどが開店休業という状態ですので、今の障がい者の相談支援事業所は、先ほど介護保険で申し上げたケアプランをつくる居宅介護支援事業所の1カ所当たりの大きさくらいなのだろうと思います。ですから、予約制になっていたりということもあったり、そのセンターに行ったら職員が不在だったということは起こり得るのだろうと思います。

これからつくる基幹相談支援センターについては、1カ所ですが、我々としては地域包括支援センター的なイメージを持ちます。ですから、そこはもう少し

体制が強化されるだろうと考えます。こんなイメージなのだろうと思います。

そういう意味では、体制は万全かということ、決してそうではなくて、なおかつ1カ所当たり事業所に寄せられる件数が非常に多いために、1人当たりの相談員が抱えている相談件数が非常に多いということにもなりますし、どうしても疲弊してしまうということもあるということも現状としての課題だと思っております。

予算規模については、介護保険制度における予算と障がい者支援における予算規模は全く違いますので、一概に比較にはならないと思いますけれども、一つの相談支援事業所に対する私どもの委託料については、金額に置きかえますと1,000万円弱だと思っておりますけれども、十分な委託費だとは考えておりません。これらも含めて何とかして体制を強化する、そういった予算づけはこれからも頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○事務局（中村企画調整担当課長） 今、A4横判の予算の概要をごらんになっていると思います。その中で、27ページの左側の真ん中に、障がい者相談事業費ということで約2,500万円になっています。これは、あくまでも基幹相談支援センターの9カ月分の1,200万円と、昨年10月に1カ所開設をしております、その通年分の1,300万円ということで2,500万円になっていますが、相談支援事業費全体で、今、19カ所ということになりますと、約2億7,000万円となっております。

参考までにお知らせをしておきます。

○藤原会長 ありがとうございます。

千貝委員、いかがですか。

○千貝委員 ありがとうございます。

別に苦情というわけではなくて、利用者的にどうなのかなという素朴な疑問がありました。ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

今は議題の最後の部分ですが、前に戻ったところでも結構ですので、ご意見、

ご質問がありましたらお願いいたします。

皆様、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原会長 特にございませんですよでしたら、本日の議題につきましてはこれで終了したいと思います。

その他、事務局の方から何かありますでしょうか。

○事務局(中村企画調整担当課長) 特にありません。

○藤原会長 それでは、議案以外で、もし皆様の方からこの場で話題提供や情報交換をするようなご意見がありましたらお願いいたします。

○加藤(法)委員 きらめきの里の加藤(法)です。

この場の皆さんにお知らせです。実は、自立支援協議会の方で子ども部会が今年度立ち上がりまして、いろいろな研修会等も既に始まって、結構活発な動きをしているのですが、今年、ガイドブックを既に重心のお子さんを持つ方に向けたものを札幌市で発行していただきました。また、障がい児ということ余りうたわなないで、子育ての支援という形のガイドブックを子ども部会で作成させていただいて、札幌市の方からもいろいろお力をかしていただいて、いいものをつくろうかということで、もう少しできそうなところでしたら、また関係各所にお渡しして、本当に身近な、子育てが困難な状況がある方、障がいがあるとかないとかにかかわらず、本当に早期のうちに子育て支援をしていくことで、いろいろ問題が大きくなってからたくさんの方が動くというよりも、小さいうちに子育ての支援をしていくという視点で、札幌市全体として療育も含めてやっていこうという意気込みで今進めておりますので、この場をおかりして皆さんにもご報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

では、また発行されたときにはぜひご紹介をいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○^{ふじわらかいちょう}藤原会長 ないようでしたら、^{すこ}少し^{はや}早いのですが、^お終わらせていただいてもよろしいですか。

(^い「^ぎ異議なし」と^{はつげん}発言する^{もの}者あり)

5. ^{へい}閉 ^{かい}会

○^{ふじわらかいちょう}藤原会長 それでは、^{いじょう}以上をもちまして^{ほんじつ}本日の^{きょうぎかい}協議会を^{しゅうりょう}終了いたしたいとおもいます。

^{きょうりょく}ご協力をどうもありがとうございました。

^い以 ^{じょう}上